

仕 様 書

I. 事業件名

令和元年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「TOKYO & AROUND TOKYO 東南アジアプロモーション事業」

【対象国】タイ、ベトナム、

【連携先】広域関東（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長野県、福島県）甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市

（甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市。以下、「ワインリゾート地区」という。）

II. 事業の概要

1. 事業の目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、これまで以上に訪日外国人旅行者が東京都心部に滞在することが予想されるが、広域関東（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、東京都、山梨県、新潟県、長野県、福島県）には、外国人旅行者にまだ知られていない魅力的な観光資源が点在しており、広域関東として訴求することが重要である。

このような観点から、本事業では今後更なる伸長市場であるタイでの旅行博出展及びタイ・ベトナムでの現地旅行会社へのセールスコールにおいて、広域関東のスケールメリットを生かしたPRを実施することにより、広域関東の誘客を強化する。また、セールスコールを通じて広域関東の魅力、効果的な周遊方法、観光のポイント等の情報を現地旅行会社に発信し、JR EAST PASS、Greater Tokyo Pass等を活用した、広域関東への旅行商品造成及び販売等、訪日旅行需要の創出、認知度向上に努める。

2. 事業の内容

（1）海外旅行博出展事業

【名 称】Visit Japan FIT Fair2019（第13回FITフェア）（仮称）

※JNTO主催のタイ市場訪日フェア

【実施時期】2019年11月8日（金）～10日（日）（3日間）

【実施場所】バンコク サイアム・パラゴン

① ブース出展、運営及び装飾の企画・実施

イ. ブース出展申込み及び主催者との諸調整は受注者が行うこと。その後の主催者との諸調整を行うこと。なお、出展費用は事業費に含むこと。

- ロ. 出展スペースは3小間とすること（広域関東2小間、ワインリゾート地区1小間の装飾とする）
- ハ. ブース装飾は、広域関東については1都10 県の観光資源（歴史・自然・食・2次交通アクセス等）をテーマとし、また東京からの交通アクセスの良さをイメージ（TOKYO&AROUND TOKYO）出来る内容を盛り込むこと。
ワインリゾート地区については、連携先と協議をしながら、テーマを的確に発信し、効率的な情報発信ができるように提案すること。
- ニ. 会場全体からもブースが目立つような仕掛けを工夫し、集客を図ると共に、来場者の広域関東への旅行意欲を喚起するための企画・設計・運営をすること。
- ホ. 企画・設計・運営にあたっては、各連携先と協議の上、決定すること。
- ヘ. 施工、設営については、インフォメーションを的確にできる工夫をし、現地と調整の上トラブルがないよう準備して進行し設置から撤去までの必要な管理及び手配を行うこと。
- ト. 開催期間中の運営スタッフを必要数手配すること。
- チ. 原則、本業務の担当者も同行することとするが、同行ができない場合には本業務を熟知した者が同行し、連携先派遣者等に必要な手配及び連絡等を行うこと。
- リ. 開催期間中のブース来場者数を把握すること。

② 通訳の手配

- イ. 運営スタッフとは別に、日本に精通した現地通訳を6名手配すること。
- ロ. 通訳のうち1名については後述する（2）の事業と同一人物とすること。

③ 資料の海外輸送手配及び管理等

- イ. 本事業と（2）の事業に要する各種資料等460kg 程度（別途、連携先との調整必要）の輸送手配を行うこと。なお、業務に支障がない限り輸送方法は問わない。
- ロ. 発送した各種資料等を現地で確実に受け取り、それらをブース内で適切に整理、管理すること。

④ 必要な備品の手配等

- イ. 配布用パンフレット用ラック、DVDプレーヤー、テレビモニター、スピーカー、パソコン3台、プリンター等、必要な備品の手配を行うこと（レンタル可）。
- ロ. その他必要な備品については（一社）関東観光広域連携推進協議会と調整すること。

⑤ 来場者へのアンケートの企画、実施、結果の集計・分析、翻訳

- イ. アンケート内容については、事前に各連携先に内容の確認を受けること。
- ロ. アンケート調査は、運営スタッフを中心に行うこととし、広域関東及びワインリゾート地区のブース毎に、旅行博出展期間中1日50件以上を目標とすること。
また、アンケートは日本語から翻訳したものを使用して行うこと（翻訳の際はネイティブチェックを受けること）。

ハ. 回収したアンケートの回答内容については結果を集計・分析し、その結果を日本語に翻訳すること（翻訳の際はネイティブチェックを受ける事）。

二. 会場で配布するギブアウェイを用意し、企画書において提案すること。

⑥ 渡航費等について

イ. 出展にあたり、（一社）関東観光広域連携推進協議会からの派遣者2名と連携先の派遣者3名に関する渡航の手配を行うこと。なお、往復航空券代（燃油付加運賃・空港諸税等を含む）及び現地宿泊費用を事業費に含む。

ロ. 出国及び帰国における便は、羽田空港または成田空港を利用する便とすること。

ハ. （2）の事業にも支障がないよう、4名は5泊6日で算出し、1名については3泊4日で算出すること。実際の手配にあたっては別途、（一社）関東観光広域連携事業推進協議会と調整すること。

二. 航空券はエコノミークラスとする。また、宿泊先は、会場までの移動手段や所要時間等の利便性を考慮した上で、1名1室利用（朝食付）の条件により提案すること。

ホ. 飲食費は事業費に含まない。

ヘ. 連携先派遣者のタイ現地における移動の手配（空港・ホテル・会場間）を行うこと。

ト. 移動手段は、専用車他、タクシー等の公共交通機関も可とする。

（2）タイ現地旅行会社へのセールスコール事業

旅行博出展に合わせて現地旅行会社等を訪問し、広域関東及びワインリゾート地区の認知度向上及び広域関東に係る旅行商品の造成、販売促進を図る。

① 旅行会社の選定及び調整

イ. 4社以上の旅行会社に訪問するものとし、ツアー商品造成数20件以上を目標にする。ロ.から二.などに配慮しながら選定すること。ただし（一社）関東観光広域連携推進協議会と調整の上決定するものとする。

ロ. 効果的なセールス活動が行えるよう、訪問先等の選定・調整を行い、セールスコールで使用する資料等も作成のこと。セールスコールでの説明資料素材については連携先（ワインリゾート地区含む）で用意するが、作成にあたり現地旅行会社に訴求できる内容について資料編集などの適宜アドバイスを行うこと。

ハ. 多くの訪日観光送客実績があり、訪日ツアー造成に意欲的であって、セールスコール後速やかにツアー造成及び販売が可能な旅行会社を選定すること。

二. 選定の旅行会社の面談者は、ツアーを企画・造成できる責任者の対応を必須とし、その要件を満たさない、権限のない者を選定しないこと。

② 訪問時期

イ. 2019年11月7日（木）（予定）

ただし（１）の開催日の決定などを踏まえて、これと連続して実施できるよう、
（一社）関東観光広域連携推進協議会と調整し決定すること。

③ 渡航する連携先派遣者と緊密に連絡を取ることに。

④ 全行程のアテンド

イ. 原則、本業務の担当者が同行することとするが、同行ができない場合には本業務を熟知した者が同行し、連携先派遣者に必要な手配及び連絡等を行うこと。なお、派遣者の4名は（１）の事業と同一で、当該4名が1組となって各社を訪問する。

ロ. 通訳1名を手配すること。なお、通訳は（１）②で手配する通訳と同一人物とすること。

⑤ 車両の借り上げ等、移動手段を確保すること。

⑥ ハ.で決定する訪問先のアポイントメントを確実に取得すること。

⑦ セールスコール用資料の翻訳、印刷製本作業を実施すること。

イ. セールスコール用の資料は、広域関東・ワインリゾート地区毎に作成し、下記の仕様で制作すること。

規 格…A4、フルカラー

言 語…タイ語、日本語

部 数…タイ語15部、日本語5部

ロ. 翻訳の際はネイティブチェックを受けること。

⑧ 訪問する連携先等派遣者4名は、④イ.に記載のとおりであり、渡航費及び宿泊費等は（１）の事業で計上し、本事業には含まないこと。

⑨ 訪問の内容を記録し、主な内容は実施報告書に記載すること

⑩ 効果的・効率的なセールスコールとなるよう努めること

⑪ 記録

イ. 内容を記録し、主な内容は実施報告書に記載すること。

⑫ 訪問する連携先派遣者に対しては、セールスコール時における留意事項などのアドバイスをを行い、有意義なセールスコールになるように働きかけること。

⑬ 訪問実施後の訪日旅行商品の造成、販売状況、送客人数状況等のフォローアップを行うこと。

（３）ベトナム現地商談会事業

【名 称】ベトナム ビジット・ジャパン（VJ）セミナー・商談会

※JNTO主催のベトナム市場訪日フェア

【実施時期】2019年10月頃（予定）

【実施場所】ハノイ

①参加申し込み等

- イ. 参加申し込み及び主催者との諸調整は受注者が行うこと。なお、参加費用は事業費に含むものとする。
- ロ. 原則、本業務の担当者が同行することとするが、同行ができない場合には本業務を熟知した者が同行し、派遣者等に必要な手配及び連絡等を行うこと。

② 通訳の手配

- イ. 通訳を1名手配すること。
- ロ. 通訳については後述する（４）の事業と同一人物とすること。

③ 商談会用資料等の海外輸送手配及び管理等

- イ. 本事業と（４）の事業に要する各種資料等20kg程度（別途、連携先との調整必要）の輸送経費を計上すること。なお、業務に支障がない限り輸送方法は問わない。

④ 広域関東商談会用資料の翻訳、印刷製本作業の実施

- イ. 商談会用の資料は下記の仕様で制作すること。
 - 規 格…A4版、フルカラー
 - 言 語…ベトナム語、日本語
 - 部 数…ベトナム語30部、日本語10部
- なお、このうちベトナム語15部、日本語5部については、（４）の事業で使用する。
- ロ. 翻訳の際はネイティブチェックを受けること。

⑤ 商談会開催前の各種調整

- イ. 商談会開催前に、参加旅行会社の訪日観光送客実績、訪日ツアー造成、販売への意欲等を調査し、本事業に適した旅行会社10社以上を選定し、その情報を協議会及び連携先に提供すること。なお、事前に参加旅行会社が判明しない場合には、同種の商談会への参加実績等を考慮し、本事業に適していると考えられる旅行会社10社以上の情報を提供すること。
- ロ. 選定する旅行会社は、（４）の事業において訪問する旅行会社と重複しないようにすること。
- ハ. 円滑な商談に繋がるよう、イ. で選定した旅行会社との関係構築に努めること。
- ニ. 主催者による事前マッチングが行われる場合には、適宜アドバイスを行うこと。

⑥ 商談会の記録

- イ. 商談の内容を記録し、主な内容は実施報告書に記載すること。

⑦ 渡航費等について

- イ. 参加にあたり、（一社）関東観光広域連携推進協議会より1名の派遣者に関する渡航の手配を行うこと。なお、往復航空券代（燃油付加運賃・空港諸税等を含む）及び現地宿泊費用を事業費に含む。

- ロ. 出国及び帰国における便は、羽田または成田空港を利用する便とすること。
- ハ. 参考見積は、（４）の事業にも支障がないよう、１名は３泊４日または３泊５日で手配することとし、実際の手配にあたっては別途、（一社）関東観光広域連携推進協議会と調整すること。
- ニ. 航空券はエコノミークラスとする。また、宿泊先は、各会場までの移動手段や所要時間等の利便性を考慮した上で、１名１室利用（朝食付）の条件により手配すること。
- ホ. 飲食費は事業費に含まない。
- ヘ. 連携先派遣者のベトナム現地における移動の手配（空港・ホテル・会場間）を行うこと。なお、移動手段は、タクシー等の公共交通機関とする。

⑧ その他

- イ. 参加する派遣者に対しては、商談時における留意事項などのアドバイスを行い、有意義な商談になるように働きかけること。
- ロ. 商談会実施後の、ツアー商品造成数10件以上を目標とし、販売状況、送客人数状況等のフォローアップを行うこと。

（４）ベトナム現地旅行会社へのセールコール事業

商談会参加に合わせて現地旅行会社等を訪問し、広域関東の認知度向上及び広域関東に係る旅行商品の造成、販売促進を図る。

① 旅行会社の選定及び調整

- イ. ４社以上の旅行会社に訪問するものとし、セールスコール後のツアー商品造成数20件以上を目標としロ.からニ.などに配慮しながら、（一社）関東観光広域連携推進協議会と調整の上決定するものとする。
- ロ. 効果的なセールス活動が行えるよう、訪問先等の選定・調整を行い、セールスコールで使用する資料等を作成のこと。作成にあたり現地旅行会社に訴求できる内容について資料編集などの適宜アドバイスを行うこと。
- ハ. 多くの訪日観光送客実績があり、訪日ツアー造成に意欲的であって、セールスコール後速やかにツアー造成及び販売が可能な旅行会社を選定すること。
- ニ. 選定した旅行会社の面談者は、ツアーを企画・造成できる責任者の対応を必須とし、その要件を満たさない、権限のない者を選定しないこと。

② 開催時期

- イ. （３）の開催日の決定などを踏まえて、これと連続して実施できるよう、（一社）関東観光広域連携推進協議会と調整し決定すること。

③ 渡航する連携先派遣者と緊密に連絡を取ること。

④ 全行程のアテンド

- イ. 原則、本業務の担当者が同行することとするが、同行ができない場合には本業務を

熟知した者が同行し、連携先派遣者等に必要な手配及び連絡等を行うこと。

ロ. 通訳を1名手配すること。なお、通訳は(3)②で手配する通訳と同一人物とすること。

⑤ 車両の借り上げ等、移動手段を確保すること。

⑥ ①イ.で決定する訪問先のアポイントメントを確実に取得すること。

⑦ セールスコール用資料

イ. セールスコール用資料については、(3)ベトナム現地商談会事業で作成したものを使用する。

⑧ 訪問する連携先派遣者3名は、④イ.に記載したとおりであり、渡航費及び宿泊費等は(3)の事業で計上し、本事業には含まないこと。

⑨ 訪問の内容を記録し、主な内容は実施報告書に記載すること。

⑩ 効果的・効率的なセールスコールとなるよう努めること。

⑪ 訪問する派遣者に対しては、セールスコール時における留意事項などのアドバイスをを行い、有意義なセールスコールになるように働きかけること。

⑫ 訪問実施後の訪日旅行商品の造成、販売状況、送客人数状況等のフォローアップを行うこと。

(5) 配布用パンフレットの作成、配布及び情報の発信

アクセス・ストリーブックを用いて広域関東の魅力を認知させることで、来訪する外国人旅行者の満足度の向上を図り、ひいては地域の活性化につなげていくことを目指す。

① 上記(1)～(4)の各事業で配布する、外国人旅行者向けの広域関東のアクセスストリートマップを作成し、配布すること。

② 言語はタイ語、ベトナム語、の2種類を作成すること。

③ 部数はタイ語 3,000部 ベトナム語 1,000部 とすること。

④ 上記(1)～(5)の各事業に間に合うように納品し、配布に係る一切の事務作業を行うこと。

⑤ サイズはA列2版、ジャバラ折り+2つ折り、両面カラー4色で作成すること。

⑥ 必要に応じてデータの更新を行うことし、文字校正を2回以上とする。

⑦ 成果現物として、作成したマップ及び印刷用版下データ(地図を含むデータに各言語のアウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータを収納したもの)を提出すること。

⑧ JR EAST PASS、Greater Tokyo Passを盛り込んだアクセスマップと1都10県の観光資源(テーマ)についてストリーブックを兼ねた構成にすること。

イ. 掲載する各観光資源(テーマ)及びその掲載内容が、広域関東地域内のどのような位置に所在するのか示せるものや、訪日外国人から見ておおよそ認識できるような詳細について工夫をすること。

- ⑨（一社）関東観光広域連携事業推進協議会WEBページに閲覧可能な電子版（PDFでも可）に掲載すること。
- ⑩（一社）関東観光広域連携事業推進協議会WEBサイトアクセス増加数5,000件を目標とする。

3. その他留意事項

- （１）日本語で原稿を作成し、（一社）関東観光広域連携推進協議会の確認を受けた後に、外国語版を作成すること。
- （２）ネイティブチェック体制を明確にし、誤字・脱字を排除し、外国人旅行者が理解できる内容で発信できる体制を構築すること。
- （３）各事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- （４）事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- （５）本事業は、観光庁が実施する「令和元年度訪日外国人周遊促進事業補助金」を活用する。このため、受託事業者は「訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金交付要綱」に従い業務を遂行すること。
- （６）本事業は、（一社）関東観光広域連携推進協議会及び連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度当局及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、当局及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- （７）本業務で発生した制作物等の著作権は（一社）関東観光広域連携事業推進協議会及び連携先に帰属する。
- （８）本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- （９）本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に行うこと。
- （１０）成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- （１１）「TOKYO & AROUND TOKYO」及び「Japan. Endless Discovery」のロゴ、キャッチフレーズ等を掲載するよう調整すること。
- （１２）本事業の担当者を明確にし、常態的に（一社）関東観光広域連携事業推進協議会及び連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- （１３）必要に応じ緊急時の連絡体制を構築し、関係者と情報を共有すること。

Ⅲ. 履行期間

本事業の履行期間は契約締結の日から２０２０年２月２８日（金）までとする。

Ⅳ. 効果測定及び成果物

1. 効果測定の実施

- (1) アンケート調査の企画・運営・結果の集計・分析（ワインリゾート地区含む）
- (2) 事業実施後における効果測定方法の実施
- (3) その他当事務局及び連携先が指示したもの

2. 成果物の作成

(1) 提出物

- ① 本事業実施報告書（本事業の内容を時系列で記録したもの。A4判カラー冊子、20頁程度）（一社） 関東観光広域連携事業推進協議会 20部
- ② 本事業効果測定書（A4判カラー冊子、20頁程度）
（一社） 関東観光広域連携事業推進協議会 20部
- ③ 本事業実施報告書／効果測定書電子データ（報告書を記録した電子媒体）
（一社） 関東観光広域連携事業推進協議会 5枚
（電子媒体はCD 又はDVD とし、Microsoft Word2007、Microsoft Excel2007、Power Point2007）において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF 形式の両方で保存するものとする。）
- ④ 電子データとしては、本編の他に事業の概要を簡潔にまとめたA4判カラー1枚を作成すること
- ⑤ 電子媒体はDVDとし、パソコン上で再生できる形式で保存するものとする。
- ⑥ 報告書の作成にあたっては、事前に監督職員の承認を受けること。

(2) 提出期限

2020年2月28日（金）

(3) 提出先

（一社） 関東観光広域連携事業推進協議会

Ⅴ. 監督職員

（一社） 関東観光広域連携事業推進協議会 江橋 秀久